

検討に当たっての基本的考え方

1. 外国人介護人材の受入れに係る検討については、以下の各制度の趣旨に沿って進めていく
 - 技能実習：日本から相手国への技能移転
 - 資格を取得した留学生への在留資格付与：専門的・技術的分野への外国人労働者の受入れ
 - EPA：経済活動の連携強化を目的とした特例的な受入れ
2. 2025(平成37)年に向けて約70万人規模の介護人材を確保するには、国内の人材確保対策を充実・強化していくことが基本
 - ※ 現在、介護分野を中心とする福祉人材確保について、社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会において検討を進め、年内を目途に「総合的な確保方策」を取りまとめる予定
3. 検討を進めるに当たっては、資料4の検討事項(案)に基づいて議論を行い、取りまとめることとする。なお、個別の論点の検討に関し、留意すべき主な事項は次のとおり
 - 介護職に対するイメージ低下を招かないようにすること
 - 外国人が担う業務内容に応じた適切な処遇を確保し、日本人労働者の処遇・労働環境の改善の努力が損なわれないようにすること
 - 介護は対人サービスであり、また、公的財源に基づき提供されるものであることを踏まえ、介護サービスの質を担保するとともに、利用者の不安を招かないようにすること